

最終準備書面・第1章について

2008(平成20)年3月24日

東京地方裁判所民事第2部D係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 淵 上 隆

原告ら最終準備書面の第1章の要点について、以下、意見陳述を行います。

第1 本件処分と生活保護法56条

生活保護法56条は、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることがない」と定めています。

本件各処分は、老齢加算を廃止することによって、生活保護費を減額するものであり、原告らにとって不利益な変更であることは明らかです。

また、生活保護法56条の立法趣旨等に鑑みれば、本件のように、厚生労働大臣による保護基準の改定に基づいて行われた処分についても、同条が適用され、少なくとも準用されると解すべきことはこれまで主張してきたとおりです。

しかるに、以下に述べるとおり、本件老齢加算廃止措置には、生活保護法56条にいうところの「正当な理由」などおよそ認められません。

第2 本件における「正当な理由の欠如」

1 高齢者の特別需要について

- (1) 老齢加算とは、高齢者の特別な需要に対応するために創設され、維持されてきたものです。したがって、老齢加算の廃止に「正当な理由」が認められるためには、まず、老齢加算が想定している高齢者の特別需要が現在では存在しな

いと確認されたことが必要です。

ところで、老齡加算が、1960年に創設されて以来、数度にわたり検証が行われたこと、その都度、高齡者の特別需要の存在が確認され、40年以上の長きにわたって存続してきたことは、原告らがこれまで指摘してきたとおりです。

そして、過去においては、高齡者の消費構造を分析することによって、高齡者の特別需要の存在の確認を行ってきました。

また、現在においても、高齡者の消費構造を分析すれば、高齡者には特有の消費構造が認められ、老齡加算が想定していた特別な需要が存在することが実証されています。

したがって、老齡加算を廃止すべき「正当な理由」など存在しません。

(2)ところが、被告は、「検証した結果、70歳以上の高齡者に老齡加算に相当するだけの特別需要がないと認められ(た)」と主張しています。

しかし、本件老齡加算廃止措置を決定するにあたっては、当然行われるべき高齡者の消費構造の分析がなされていません。ただ、70歳以上と60歳代の者の消費支出の総額を比較して、前者の方が後者より少ないことを根拠に、高齡者に特別需要が認められないとの結論を導いているのです。

しかしながら、そもそも、老齡加算は、高齡というハンディキャップ故に生じる特別な需要に対応するために創設され、維持されてきたものであって、一般的に70歳以上になると60歳代と比べて消費支出が増加することを根拠に創設されたのでも、維持されてきたのでもありません。

つまり、被告は、老齡加算がそれまで存続してきた存在理由とは全く異なる理由を持ち出して高齡者に特別需要が存在しないと主張しているのであり、およそ正当性、合理性は認められません。被告が主張する「検証」なるものは、老齡加算廃止という予め決められていた政策決定を合理化するための手段に過ぎず、およそ、「検証」と呼ぶに値しないものです。

(3)その他、被告が主張する「検証」なるものには合理性が認められないこと、高齡者に特別需要が存在しないとの主張に合理的な根拠がないこと、はこれま

で指摘し、また、最終準備書面でも詳述したとおりです。

2 老齡加算を除いた生活扶助基準による最低限度の生活需要の充足について

(1) また、本件老齡加算廃止措置により、高齡保護受給者が最低限度の生活需要を充足されない状態に置かれている実態については、本最終準備書面・第2章において詳述しているとおりであり、この点からも本件老齡加算廃止措置には「正当な理由」が認められません。

(2) これに対して、被告は、「老齡加算を廃止しても最低限度の生活が維持できるということについては、老齡加算を含まない基準生活費が、一般低所得世帯の消費支出を上回っていることによって検証されている」との主張を行っています。

しかしながら、一般低所得世帯に属する人々が果たして最低限度の生活を維持しているのか否かについての検証が行われていないのですから、被告の主張は全く現実的な根拠を欠くものです。

3 「中間取りまとめ」について

(1) また、被告は、専門委員会が、「中間取りまとめ」において、老齡加算について、「廃止の方向で見直すべき」との提言を行ったことをもって、本件老齡加算廃止措置を正当化する根拠としています。

しかし、専門委員会の設置以前に、財政審の建議や小泉内閣の「骨太の方針」によって老齡加算の廃止・見直しの方針は決定されていたのであり、専門委員会における検討は、各委員の意思・主観如何に関わらず、「はじめから結論ありき」の検討であったことは明らかです。

(2) また、「中間取りまとめ」は、「(老齡加算は) 廃止の方向で見直すべきである」としていますが、老齡加算の廃止は委員の中でも少数意見に過ぎなかったことは被告自身認めざるを得ないところです。

「中間取りまとめ」が各委員の意見を正しく「集約」したものでないことは、専門委員会の議事録をみれば明白です。

さらに、「中間取りまとめ」では、老齡加算を「廃止の方向で見直すべき」とはしているものの、廃止するにあたっては、その条件として代替措置をとる

こととをも併せて提言しています。

ところが、本件老齡加算廃止措置では全く代替措置などとられておらず、「中間取りまとめ」の提言にさえ反しています。

4 専門委員の証言等

そして、以上述べたことは、決して原告らの独断ではありません。

専門委員会の委員の一人であった、布川日佐史氏は、広島地裁における同種訴訟のために意見書を執筆し、また、証人として出廷し、今般の老齡加算廃止措置が専門委員会の提言に反するものであり、誤りである旨を明確に述べています。

また、専門委員会の委員長であった岩田正美氏も、講演の中で、「最初から決められた役割りをさせられた」と苦渋の思いで報告し、今般の老齡加算廃止措置を批判しています。

被告は、これら専門委員会委員の批判を重く受けとめるべきです。

第3 結論

以上のとおり、本件老齡加算廃止措置には、およそ「正当な理由」が認められないことは明らかです。

したがって、本件各処分は、生活保護法56条に違反する違法な処分であり、いずれも取り消されるべきです。

以 上